解散公告（第二回）

当公社は、平成二十二年十月三十一日島根県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二十日

島根県邑智郡川本町大字川本五四五番地一

川本町土地開発公社

代表清算人　松井　紹憲

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十月十四日責任役員及び総代全員の同意により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二十日

福岡県大牟田市一浦町一三四番地の六

宗教法人静照寺

清算人　米倉　生法

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十二月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二十日

北海道帯広市西一七条南四一丁目四番地一七

特定非営利活動法人地域福祉支援センターウォーク

清算人　竹田　義男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十一月十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二十日

北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野四六番地二五　社団法人占冠山村産業振興公社

代表清算人　熊崎　栄

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二十日

群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前一一〇番地

財団法人嬬恋村開発協会

代表清算人　熊川　栄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十一月五日社会福祉法人南少の設立により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月二十日

高知県高知市仁井田八四五番地五

財団法人南海少年寮

清算人　藤原　亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道稚内市中央三丁目二六番地、最後の住所北海道稚内市富士見五丁目一一七九番地の一養護老人ホーム富士見園

被相続人　亡　佐々木明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十日

北海道稚内市中央三丁目一〇番一八号丹羽ビル二階宗谷ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古井　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県宮城郡利府町加瀬字南野中沢四三番地一九七、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤　淳一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十日

仙台市青葉区片平一―一―六ネオハイツ片平六〇二片平法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大嶽　友和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区駒形一丁目七番地一、最後の住所千葉県松戸市久保平賀二五六番地の一〇

被相続人　亡　久保田　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十日

千葉県柏市柏二―六―一七染谷エステートビル四〇一

相続財産管理人　弁護士　鈴木　一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市岩瀬九六〇番地、最後の住所千葉県柏市豊四季七〇九番地一四一

被相続人　亡　高坂　由美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十日

事務所千葉県柏市柏四―一一―一七森田ビル二階柏綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　祐介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市戸塚区矢部町六二一番地、最後の住所千葉県香取郡多古町南玉造四六〇番地三六　被相続人　亡　牧　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十日

事務所千葉市中央区中央四丁目一二番一号KA中央ビル四階　菊地秀樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菊地　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県成田市不動ヶ岡二〇一八番地、最後の住所千葉県成田市不動ヶ岡一八四八番地

被相続人　亡　大木　規宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十日

東京都港区虎ノ門一丁目五番六号朝陽ビル三階　相続財産管理人弁護士　鬼丸かおる

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十日

事務所千葉県千葉市中央区中央三―五―七千葉中央ハイツ六〇三号

相続財産管理人　弁護士　石塚　英一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区北嶺町一八番地、最後の住所東京都大田区北嶺町二九番一六号

被相続人　亡　樋浦　恭正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十日

事務所千葉県千葉市中央区中央三―五―七千葉中央ハイツ六〇三号

相続財産管理人　弁護士　石塚　英一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区北嶺町一八番地、最後の住所東京都大田区北嶺町二九番一六号

被相続人　亡　樋浦　恭正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十日

東京都港区虎ノ門一丁目五番六号朝陽ビル三階　相続財産管理人弁護士　鬼丸かおる

第143期決算公告

平成22年12月20日　東京都調布市仙川町3丁目4番地

櫻金属工業株式会社

代表取締役社長　福田　大健

貸借対照表の要旨　（平成22年8月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,482,899	流動負債	1,712,781
固定資産	2,507,606	固定負債	1,900,128
有形固定資産	1,882,985	負債合計	3,612,909
無形固定資産	5,468	株主資本	377,596
投資その他の資産	619,153	資本金	32,000
		資本剰余金	15,797
		資本準備金	15,797
		利益剰余金	329,799
		利益準備金	8,452
		その他利益剰余金	321,347
		（うち当期純利益）	(22,219)
		純資産合計	377,596
合計	3,990,505	合計	3,990,505